

## 職員の処遇改善内容について（平成 23 年以降～現在）

### 1 資質の向上

#### （1）資格取得支援規程の整備・代替職員の確保

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

### 2 労働環境・処遇の改善

#### （1）新人指導職員制度

新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入

#### （2）社内統合利用者情報管理システムの導入

ICT活用による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・職員の出勤情報管理によるシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化

#### （3）腰痛対策

介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のため移乗を補助する機器を導入

#### （4）子育て支援

子供手当の付与、子育て両立のための時短勤務等

#### （5）職場環境やケア内容の改善

介護職員、看護職員による職場内コミュニケーションの円滑化や業務改善を目的とした定期的なミーティングを実施、個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

#### （6）健康管理面の強化

定期的な健康診断や個別的な抽出、分煙スペースの増設対応

### 3 その他

#### (1) 中途採用者の人事評価制度への対応

中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間非正規職員制度の導入等）

#### (2) 正規職員への登用制度

人事評価制度に基づき一定の評価点を規定年数継続し、資格要件等を満たす場合は正規職員への登用を実施

#### (3) 職員の増員による業務負担の軽減

利用者サービスの質的向上の他、通常業務の負担軽減、有給休暇取得や急な体調不良等による職員の休みへの対応のため増員実施

報告事項

2 27年度以降の業務改善状況

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
特養介護	①人員の適正配置 昼時間帯のみ人員が過密（平準化） ②業務の質的・量的改善 （口腔ケア時間増・入浴時間増・オムツ交換回数増、食事介助時間増）		③個別対応の強化（重度者） 高徘徊や医療需要の高い利用者の受け入れ等、利用者の個別性への対応強化		④介護技術向上 動画マニュアルを整備し、安定したサービスレベルの維持に向けた環境整備 ⑤特定業務の集中緩和 利用者の状況により業務が過密化している時間帯への流動体制構築	
通所介護		①人員の適正配置 利用者数に合わせた職員配置	②宿泊サービス 業務が日中から24時間になったため特養を業務のモデルとして実施		③宿泊サービス利用者への対応強化 看護職配置の見直しにより経管栄養等の従来対応できなかった利用者へ対応が可能	
特養看護					①ケア業務連携推進 介護・看護のサービス提供を同時に実施、従来課題の重複作業を解消 ②諸作業の合理化	
施設管理					①改善検討 業務の洗い出しや担当者確認等	②人員の適正配置 宿直1人体制へ ③運転手兼用務員 送迎業務の減少分を用務業務へ
事務管理					①改善方針協議 諸課題、効率化に向けた協議	②業務の重複解消 ③業務区分の明確化 ④フローの見直し

## 業務改善について

### 1 概要

#### (1) 全部署を対象とした業務改善

平成 27 年度以降、全部署を対象に順次、特養介護、通所介護、看護業務、事務、施設管理業務の効率化及び標準化、人員の適正配置を目的に業務の見直しを実施した。

#### (2) 特養・通所業務の改善

特養介護及び通所介護業務では、適正配置と利用者サービスの質的向上、職員負担の軽減（休日増加）を達成した。

#### (3) 看護業務の改善

看護部門の業務改善では、利用者サービスの一層の増進を図るため、介護と医療の連携を深化するためのケア業務連携推進室を設置し、看護職員が利用者に関わる時間や項目が増加し、細部に行き届いたサービス提供により、利用者の健康への安心感が増した。

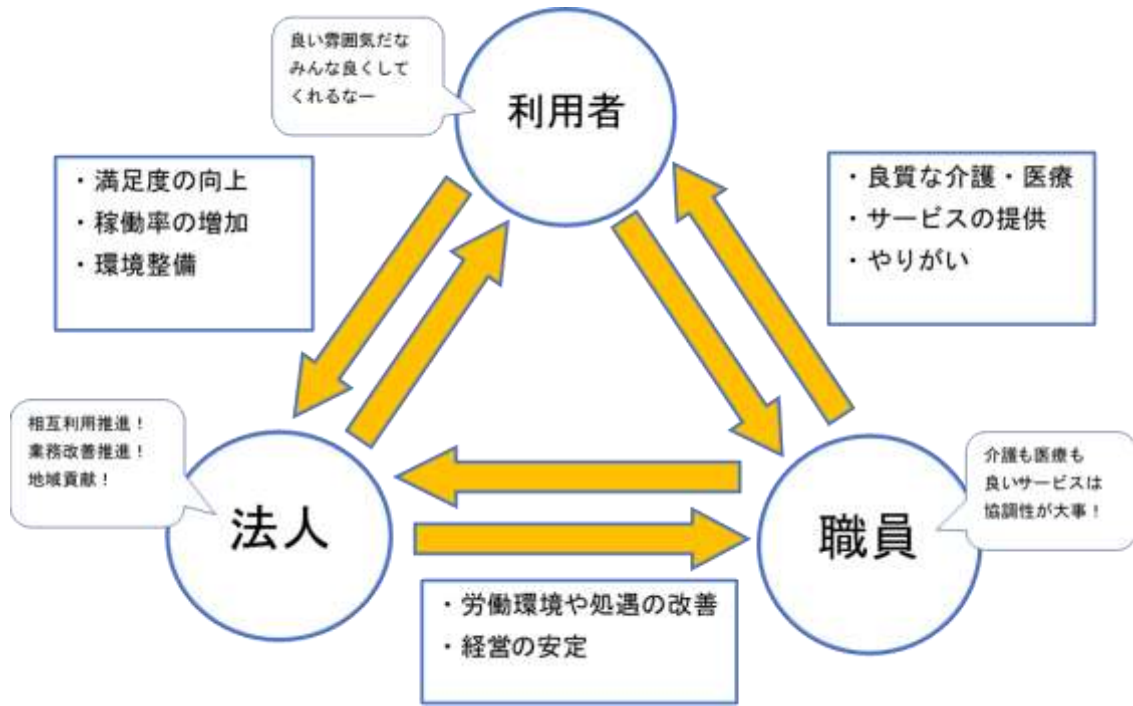
#### (4) 施設管理部門の改善見通し

施設管理部門では、現在同一建物内に 2 名の宿直体制の見直し、送迎業務の空時間を用務業務へ活用していく方向での業務の割り当てなどを検討、改善の見通しとなる。

#### (5) 事務部門の改善見通し

事務管理部門では、定型的な事務業務について担当業務を明確にし、効率化を図ることや区分けを進捗させる見通しとなる。

## 6 法人経営ポジティブサイクル



- 利用者の満足度向上のため
  - ・優しさを感じられる介護・看護の対応（暴言・虐待の撲滅）
  - ・身体的・精神的なケアの質が高い介護サービスの提供（プロ意識・技術）
  - ・利用者個々の特性に合わせた医療的なケアの実施（工夫に力点）
- 職員間の信頼関係構築のため
  - ・あいさつや声掛けの徹底
  - ・コミュニケーション円滑化の推進（いじめ・ハラスメントを許さない）
  - ・一人ではなく全体で仕事をする意識（協調性）
- 法人の発展のため
  - ・業務改善の推進（ケア業務連携、特養通所流動体制、間接業務の効率化）
  - ・地域社会に対する存在価値の向上
  - ・職員が働きやすい労働環境・処遇改善
  - ・経営安定性の向上や強化のための施策実施